

ITU部会決定第1号の改正(案)他

ITU-T レビュー委員会の設置に伴い、当該委員会に対する対処等についても、電気通信システム委員会が担当するよう、ITU 部会決定等を改正することを提案します。

本件は平成 25 年 5 月 28 日に開催予定の ITU 部会において審議され、ITU 部会の決定後に電気通信システム委員会決定を改正することとします。

1 ITU 部会における委員会の設置及び運営について(平成 23 年情報通信審議会情報通信技術分科会ITU部会決定第1号)

- (1) 決定の改正(案)は別紙1のとおり。
(2) 新旧対照表

改正後			改正前		
別表	委員会の名称、所掌及び事務局		別表	委員会の名称、所掌及び事務局	
名称	所掌	事務局	名称	所掌	事務局
周波数管理・作業計画委員会	ITU-R 第1研究委員会(SG1)及び無線通信アドバイザリグループ(RAG)	総合通信基盤局 電波部電波政策課 国際周波数政策室	周波数管理・作業計画委員会	ITU-R 第1研究委員会(SG1)及び無線通信アドバイザリグループ(RAG)	総合通信基盤局 電波部電波政策課 国際周波数政策室
電波伝搬委員会	ITU-R 第3研究委員会(SG3)	総合通信基盤局 電波部基幹通信課	電波伝搬委員会	ITU-R 第3研究委員会(SG3)	総合通信基盤局 電波部基幹通信課
衛星・科学業務委員会	ITU-R 第4研究委員会(SG4)及び第7研究委員会(SG7)	総合通信基盤局 電波部衛星移動通信課	衛星・科学業務委員会	ITU-R 第4研究委員会(SG4)及び第7研究委員会(SG7)	総合通信基盤局 電波部衛星移動通信課
地上業務委員会	ITU-R 第5研究委員会(SG5)	総合通信基盤局 電波部移動通信課	地上業務委員会	ITU-R 第5研究委員会(SG5)	総合通信基盤局 電波部移動通信課
放送業務委員会	ITU-R 第6研究委員会(SG6)	情報流通行政局 放送技術課	放送業務委員会	ITU-R 第6研究委員会(SG6)	情報流通行政局 放送技術課
電気通信システム委員会	ITU-T 全ての研究委員会、電気通信標準化アドバイザリグループ(TSAG)及びレビュー委員会(RevCom)	情報通信国際戦略局 通信規格課 ※	電気通信システム委員会	ITU-T 全ての研究委員会及び電気通信標準化アドバイザリグループ(TSAG)	情報通信国際戦略局 通信規格課 ※
※総合通信基盤局電気通信技術システム課、情報流通行政局情報流通振興課及び同局衛星・地域放送課の協力の下、情報通信国際戦略局通信規格課が事務局を運営する。			※総合通信基盤局電気通信技術システム課、情報流通行政局情報流通振興課及び同局衛星・地域放送課の協力の下、情報通信国際戦略局通信規格課が事務局を運営する。		

2 電気通信システム委員会の運営について(平成 23 年情報通信審議会情報通信技術分科会電気通信システム委員会決定第1号)

- (1) 決定の改正(案)は別紙1のとおり。
(2) 新旧対照表

改正後		改正前	
1 委員会の開催 本委員会は、部会決定第1号で規定される本委員会の所掌であるITU 電気通信標準化部門(ITU-T)各研究委員会(SG)会合、電気通信標準化アドバイザリグループ(TSAG)会合、レビュー委員会(RevCom)又はそれらの作業部会(WP)の会合(以下「SG 等会合」という。)への対処並びに当該会合の結果に関して、第2項に規定する事項を検討するために開催する。なお、このほか主査が必要と認めるときは、適宜開催する。	1 委員会の開催 本委員会は、部会決定第1号で規定される本委員会の所掌であるITU 電気通信標準化部門(ITU-T)各研究委員会(SG)会合、電気通信標準化アドバイザリグループ(TSAG)会合又はそれらの作業部会(WP)の会合(以下「SG 等会合」という。)への対処並びに当該会合の結果に関して、第2項に規定する事項を検討するために開催する。なお、このほか主査が必要と認めるときは、適宜開催する。	2~5 (略)	2~5 (略)
別表 事務局注1及び協力事務局注2の担当	別表 事務局注1及び協力事務局注2の担当		

事務局及び協力事務局	担当 SG 等	事務局及び協力事務局	担当 SG 等
総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG2	総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG2
総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG5 (ICT と気候変動に関する 課題を除く。)及び SG15	総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG5 (ICT と気候変動に関する 課題を除く。)及び SG15
情報流通行政局 情報流通振興課	SG5 (ICT と気候変動に関する 課題に限る。)	情報流通行政局 情報流通振興課	SG5 (ICT と気候変動に関する 課題に限る。)
情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送 推進室	SG9	情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送 推進室	SG9
総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG11	総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG11
総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG12	総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG12
総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG13	総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG13
情報通信国際戦略局 通信規格課	SG16	情報通信国際戦略局 通信規格課	SG16
情報流通行政局 情報流通振興課 情報セキュリ ティ対策室	SG17	情報流通行政局 情報流通振興課 情報セキュリ ティ対策室	SG17
情報通信国際戦略局 通信規格課	TSAG	情報通信国際戦略局 通信規格課	TSAG
情報通信国際戦略局 通信規格課	RevCom		
注1 事務局 情報通信国際戦略局通信規格課		注1 事務局 情報通信国際戦略局通信規格課	
注2 協力事務局 総合通信基盤局電気通信技術システム課(番号企画室を含 む。)		注2 協力事務局 総合通信基盤局電気通信技術システム課(番号企画室を含 む。)	
情報流通行政局情報流通振興課(情報セキュリティ対策室を含 む。)		情報流通行政局情報流通振興課(情報セキュリティ対策室を含 む。)	
情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室		情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室	
注3 総合通信基盤局電気通信技術システム課には、番号企画室を 含む。		注3 総合通信基盤局電気通信技術システム課には、番号企画室を 含む。	

ITU 部会における委員会の設置及び運営について(改正案)

平成 23 年 2 月 25 日
情報通信審議会情報通信技術分科会
ITU 部会 決定 第 1 号
改正
平成 25 年 * 月 ** 日
情報通信審議会情報通信技術分科会
ITU 部会 決定 第 2 号

本部会は、「国際電気通信連合無線通信総会への対処について」(平成 6 年 1 月 24 日電気通信技術審議会諮問第 1 号)及び「国際電気通信連合電気通信標準化部門の活動への対処について」(平成 5 年 4 月 26 日電気通信技術審議会諮問第 2 号)に関する専門的な事項を調査するため、ITU 部会の所掌(平成 23 年 2 月 15 日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第 43 号)第 4 項第 1 号に基づき、委員会を設置し並びに同項第 2 号の規定に基づき、委員会の議事の手続及びその他その運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

1 委員会の設置

本部会に別表に示す委員会を設置する。

2 調査事項

各委員会は、その所掌において、次の事項を調査する。

- (1) 国際電気通信連合 (ITU) 無線通信部門 (ITU-R) に関わる以下の事項
 1. ITU 無線通信総会 (RA) に提出される寄書、勧告案に対する評価及び ITU 無線通信部門 (ITU-R) の研究課題の望ましい作業計画に関すること
 2. その所掌する会合 (これに準ずる会合を含む。) に提出される寄書、勧告案及び研究課題案に対する評価、対処方針等に関すること
- (2) ITU 電気通信標準化部門 (ITU-T) に関わる以下の事項
 1. ITU 世界電気通信標準化総会 (WTSA) に提出される寄書、勧告案に対する評価及び ITU-T の研究課題の望ましい作業計画に関すること
 2. その所掌する会合 (これに準ずる会合を含む。) に提出される寄書、勧告案及び研究課題案に対する評価、対処方針等に関すること

3. 委員会の構成及び運営

- (1) 委員会に属するべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- (2) 委員会の主査は、当該委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員のうちから部会長が指名する。
- (3) 委員会に主査代理を置くことができ、主査が指名する委員、臨時委員又は専門委員がこれに当たる。主査代理は、主査不在の時、その職務を代行する。
- (4) 主査は、委員会の調査審議にあたり必要と認めるときは、委員会の会議に必要と認める者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
- (5) 主査は、委員会が調査する事項について特に専門的な調査を行う必要があると認めるときは、事務局に、関係者からの情報収集と、当該関係者との意見交換を行わせることができる。
- (6) 主査は、委員会での検討にあたり、事務局に対し、情報通信技術委員会 (TTC)、電波

産業会（ARIB）等の国内の標準化に関する民間団体から、情報収集を行うとともに、当該団体と意見交換を行わせることができる。

- (7) 主査は、必要があると認めるときは、電子メールによる審議を行うことを通知し、会議を行うことができる。この場合、主査が召集する次の会議において報告しなければならない。
- (8) 委員会の議事については、次の部会に報告するものとする。
- (9) 事務局の運営、その他委員会の運営に関し必要な事項は主査が定める。

別表 委員会の名称、所掌及び事務局

名 称	所 掌	事務局
周波数管理・作業計画委員会	ITU-R 第1研究委員会(SG1)及び 無線通信アドバイザーグループ(RAG)	総合通信基盤局 電波部電波政策課 国際周波数政策室
電波伝搬委員会	ITU-R 第3研究委員会(SG3)	総合通信基盤局 電波部基幹通信課
衛星・科学業務委員会	ITU-R 第4研究委員会(SG4)及び 第7研究委員会(SG7)	総合通信基盤局 電波部衛星移動通信課
地上業務委員会	ITU-R 第5研究委員会(SG5)	総合通信基盤局 電波部移動通信課
放送業務委員会	ITU-R 第6研究委員会(SG6)	情報流通行政局 放送技術課
電気通信システム委員会	ITU-T 全ての研究委員会、 電気通信標準化アドバイザーグループ (TSAG)及びレビュー委員会(RevCom)	情報通信国際戦略局 通信規格課 ※

※総合通信基盤局電気通信技術システム課、情報流通行政局情報流通振興課及び同局衛星・地域放送課の協力の下、情報通信国際戦略局通信規格課が事務局を運営する。

電気通信システム委員会の運営について(改正案)

平成 23 年 5 月 18 日
情報通信審議会情報通信技術分科会
電気通信システム委員会決定第1号
改正
平成 25 年 * 月 ** 日
情報通信審議会情報通信技術分科会
電気通信システム委員会決定第 2 号

本委員会は、ITU 部会における委員会の設置及び運営について(平成 23 年 2 月 25 日情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU 部会決定第1号)(以下、「部会決定第1号」という。)第3項(9)に基づき、部会決定第1号の他、本委員会の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

1 委員会の開催

本委員会は、部会決定第1号で規定される本委員会の所掌である ITU 電気通信標準化部門(ITU-T)各研究委員会(SG)会合、電気通信標準化アドバイザリグループ(TSAG)会合、レビュー委員会(RevCom)又はそれらの作業部会(WP)の会合(以下「SG 等会合」という。)への対処並びに当該会合の結果に関して、第2項に規定する事項を検討するために開催する。なお、このほか主査が必要と認めるときは、適宜開催する。

2 審議事項

- (3) ITU 世界電気通信標準化総会(WTSA)に提出される寄書、勧告案に対する評価及び ITU-T の研究課題の望ましい作業計画に関する事項
- (4) SG 等会合への対処方針若しくは当該会合で行われる研究課題又は勧告の承認に関する事項であって重要なもの
- (5) 上記(2)で重要とされたものに関連した日本寄書の提出に関する事項
- (6) ITU-T の各 SG 間で連携を取る必要があると主査が認める事項
- (7) その他、主査が必要と認める事項

3 委員会の運営

- (1) 委員会は、電子メール又は構成員の参集により会合を開催する。
- (2) 委員会に主査代理を置くことができ、主査が指名する委員、臨時委員又は専門委員がこれに当たる。主査代理は、主査不在の時、その職務を代行する。
- (3) 主査は、委員会の調査審議にあたり必要と認めるときは、委員会の会議に必要と認める者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
- (4) 主査は、委員会が調査する事項について特に専門的な調査を行う必要があると認めるときは、事務局に、関係者からの情報収集と、当該関係者との意見交換を行わせることができる。
- (5) 委員会は、部会決定第1号に示すとおり、総合通信基盤局電気通信技術システム課、情報流通行政局情報流通振興課及び同局衛星・地域放送課(以下、「協力事務局」という。)の協力の下、情報通信国際戦略局通信規格課が事務局の運営を行うものとし、事務局及び協力事務局の担当は別表に示すとおりとする。
- (6) 事務局及び協力事務局の業務と役割は、以下のとおりとする。
 - (ア) 担当する SG 等会合への対応のあり方や SG の勧告承認手続き等について、情報通信技術委員会(TTC)等の国内の標準化に関する民間団体での議論の内容を踏まえて、担当する SG に関係する ITU セクターメンバー及び有識者等(以下、「SG 関係者」という。)に対して、確認を行うこと。

- (イ) 担当する SG 等会合に係る結果の報告について、SG 関係者に対して、情報を共有すること。
- (ウ) 担当する SG 等会合での議論に応じ、所掌する法令・制度・政策に関連する事項に関して、SG 関係者と協議の上、対応を行うこと。
- (エ) 担当する SG 等会合への対処方針若しくは当該会合で行われる研究課題又は勧告の承認に関して、SG 関係者と協議の上、重要であると判断された事項について、主査の了解を得た上で、当委員会に対し、審議する旨を提案すること。
- (オ) 上記(エ)で重要であると判断された事項に関連して、日本寄書の提出が企図されている場合は、その提出について、主査の了解を得た上で、当委員会に対し、審議する旨を提案すること。
- (カ) 上記(ア)、(イ)及び(ウ)の実施は、メーリングリストを活用した電子メール又は SG 関係者の参集により行う。

4 日本寄書

本委員会は、第 2 項(3)について、各事務局が提案する寄書のほか、当該 SG 等会合への対処方針を踏まえ、日本寄書とすべき旨の提案がなされたものは、以下のいずれかの事項に該当するかを考慮し、日本寄書としての提出についての可否判断を行う。

- (1) 勧告作成における基本方針に関するもの
- (2) 研究課題の新設、改訂等に関するもの
- (3) その他我が国として意志を明示することが必要又は有効なもの

5 その他

その他委員会の運営に関し必要な事項は主査が定める。

別表 事務局^{注1}及び協力事務局^{注2}の担当

事務局及び協力事務局	担当 SG 等
総合通信基盤局 電気通信技術システム課 ^{注3}	SG2
総合通信基盤局 電気通信技術システム課 ^{注3}	SG5 (ICT と気候変動に関する課題を除く。) 及び SG15
情報流通行政局 情報流通振興課	SG5 (ICT と気候変動に関する課題に限る。)
情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室	SG9
総合通信基盤局 電気通信技術システム課 ^{注3}	SG11
総合通信基盤局 電気通信技術システム課 ^{注3}	SG12
総合通信基盤局 電気通信技術システム課 ^{注3}	SG13
情報通信国際戦略局 通信規格課	SG16
情報流通行政局 情報流通振興課 情報セキュリティ対策室	SG17
情報通信国際戦略局 通信規格課	TSAG
情報通信国際戦略局 通信規格課	RevCom

注1 事務局

情報通信国際戦略局通信規格課

注2 協力事務局

総合通信基盤局電気通信技術システム課(番号企画室を含む。)

情報流通行政局情報流通振興課(情報セキュリティ対策室を含む。)

情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室

注3 総合通信基盤局電気通信技術システム課には、番号企画室を含む。